

平成31年度保育三団体予算要望

- I 保育施設に従事する全ての職員に対し、処遇改善加算を県単独で予算化することを要望します。

処遇改善加算	月額	20,000円	
処遇改善加算	月額	10,500円	(県内実績)

埼玉県における保育における現状は近隣の都県と比較した時、誠に厳しいものがあります。保育士不足による現状において、埼玉県は他県と比べ保育士有効求人倍率（埼玉県4.1倍【全国3位】／全国平均2.54倍 ※平成29年3月時点）と非常に高い状態にあり、埼玉県の保育士不足は深刻な状況にあります。また、保育士資格を有していながら就業を希望しない理由として、処遇面が第1の理由に挙がっています。

そんな中、保育士不足解消と離職防止に向け、東京都は平成29年度より4.4万円、千葉県では2万円の処遇改善等を行っています。こうした近隣都県との処遇改善の格差を是正するには市町村独自の補助事業だけでは限界があります。国への要望はもちろんです、県独自による保育士の離職防止のための施策が急務であると考えます。また、埼玉県は全国平均を大きく下回る出生率（埼玉県1.37【全国ワースト6位】／全国1.44）です。そうした背景には、保育園に入りにくいという理由もあります。

子育てをしやすい魅力ある埼玉県、子どもを産んでも子育て支援センター利用や保育園に預けやすい環境をつくる為にも、保育士の確保は重要課題でありますので、処遇改善にむけた施策の実施を最優先事項としてお願いいたします。

- II 一歳児担当保育士雇用費（4：1）補助金の堅持を要望します。

現在勤務している職員は多大な負担を抱えており、他業種に転職を考えている若い保育士も多数いるのが現状です。厚労省による調査においても、離職原因の40%が「責任の重さ、事故への不安」です。そんな中、埼玉県では従前より1歳児担当保育士雇用費の補助制度が実施されていますが、保育士の負担軽減や事故防止の観点から、きめ細やかな保育を実施する為にも堅持は必須と考えます。

Ⅲ 保育人材確保対策について、有効な支援を要望します。

深刻な保育士不足のなか、子どもの育ちを保障し、子育て家庭の支援をしていくために有効な保育人材の確保対策が喫緊の課題です。近年保育を取り巻く環境が大きく変化し、保育士確保がこれまで以上に困難な状況となっています。施設によっては求人広告の出稿料・人材紹介手数料・就職フェア参画等、さらなる支出を余儀なくされている現況があり、人材確保のための諸経費が増大し、保育の質の向上に支障が出てきています。

- (1) 人材確保に係る各施設の経費への必要な予算措置を要望します。
- (2) 平成 27 年度から実施されている県の「保育士の人材確保に向けた総合的取組の推進」における各事業の実績及び効果等の開示を要望します。また、新規取組みを保育三団体へのヒアリング等で創設することを要望します。
- (3) 貸付事業については手続きが煩雑で、保育士が直接申請の事業は申請を断念するケースがあります。人材の確保と定着化のために、補助要綱などの簡素化を図ってください。

Ⅳ 保育士配置充実化による補助事業を実施することを要望します。

昨今、待機児童問題が叫ばれているなか、その反面、全国的に保育士不足が深刻化しています。国においても職員配置における特例（雇児発 0218 第 2 号 平成 28 年 2 月 18 日付『保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）』）を出すなどして対応しています。しかしながら、埼玉県では、全国にも増して保育士不足が深刻（全国 3 位）な状態でありながらも、近隣都県に反し、こうした国の対応については様々なことを懸念し認めておらず、保育士有資格者の配置を求め、より安全で保育の充実化を図っています。

つきましては、こうした国以上の保育士配置をし、保育の充実化を図っている保育施設に対し、下記のとおり有資格者補助費（仮称）等、人件費の補助を予算化していただきたく要望します。

(1) 延長保育事業について

特例を実施する近隣都県に比べ、各施設とも限られた保育士職員で試行錯誤しながら延長保育を有資格者の配置して行っています。延長保育に対し公定価格と別に県単独の人件費補助をお願い致します。

(2) 一時預かり事業について

一時預かり事業において、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下である場合、家庭的保育者の配置のところ、保育士有資格者を配置した場合に有資格者補助費（仮称）等、人件費補助をお願い致します。

V 子どもの安全の確保に必要な人員を増員できるような補助を要望します。

上記での説明のとおり、埼玉県では保育士不足が深刻な状態にありながらも、安全かつ保育の質を保つために、限られた人材の中で保育士が尽力しているところです。しかしながら、業務の多様化や煩雑化、長時間勤務やシフトにおける遅番や早番等による生活の不安定化など保育士の負担は計り知れないところがあります。こうした保育士の負担軽減の為、保育補助者を雇い入れた場合にその保育補助者に対し県単独での補助事業が必要であります。

つきましては、子どもの安全と健全な育成を保障するために「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」【事故防止のための取り組み】の実施を十分可能とする職員加配のための補助を検討してください。